

主体的安全衛生活動で、 快適な職場作りを

— 第14次労働災害防止計画を考える

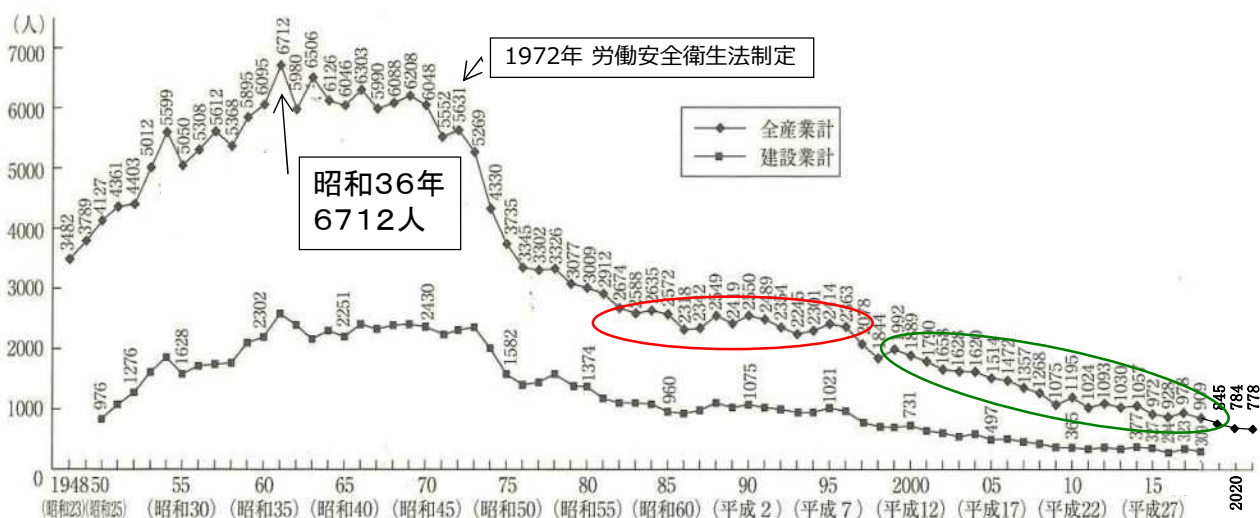
2023.10.4

連合大阪労働安全衛生センター 参与

西野方庸 (にしのみさのぶ)

労働災害による死亡者数の推移

「労働安全衛生法のはなし」 畠中信夫著より引用+α



(出所) 「安全の指標」(中央労働災害防止協会刊)ほか。

(注) 1 労働基準法の安全衛生関係規定の施行は、1947(昭和22)年11月1日であるところから、年間を通じての労働災害統計は、1948(昭和23)年(暦年)からとなっている。

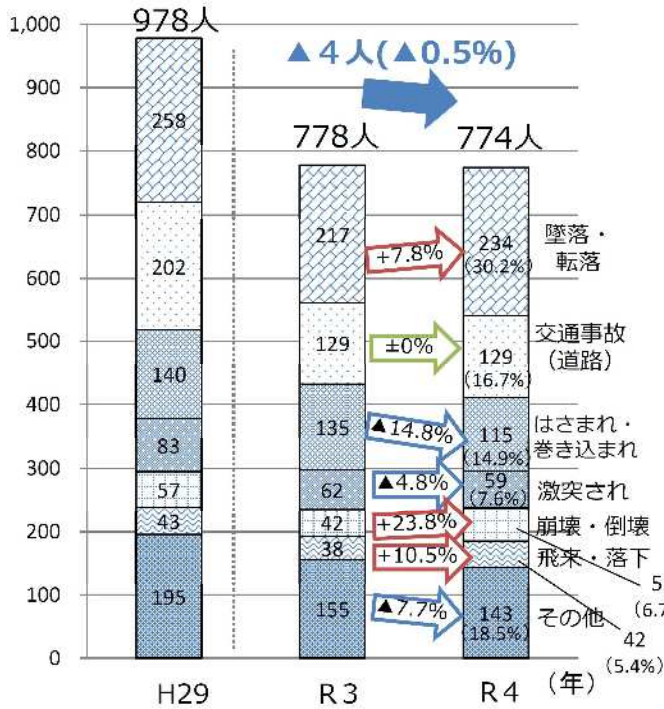
2 この統計は、当該年に発生し、翌年の3月末までに報告のあった労働災害死亡者(過労死、過労自殺の場合は労災認定がなされること)を集計したものである。

3 2011(平成23)年は、東日本大震災を直接の原因とする全産業1,314人、建設業168人は含まない。

令和4年 事故の型別労働災害発生状況（確定値）

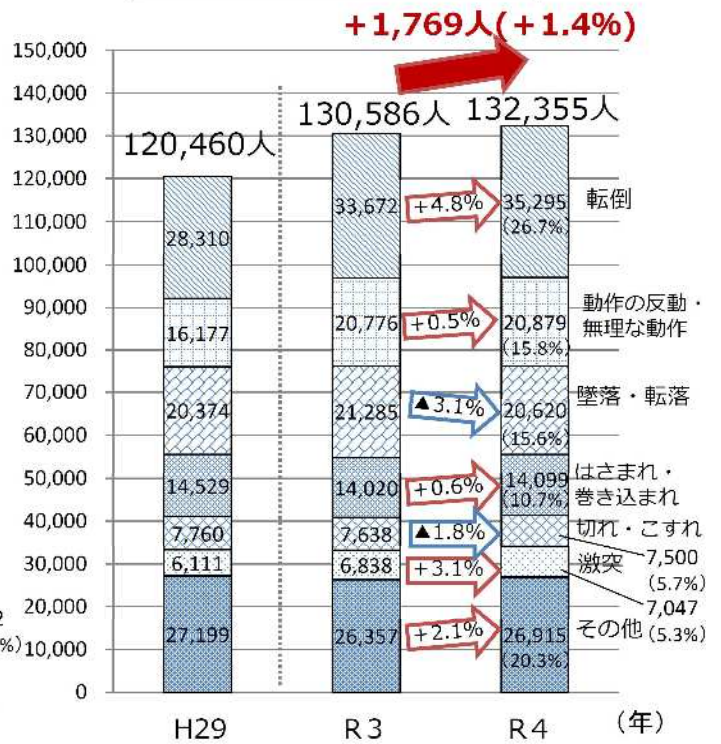
○ 令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和5年4月7日までに報告があったものを集計したものの
 ○ 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死亡者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。

死亡者数



出典：死亡災害報告

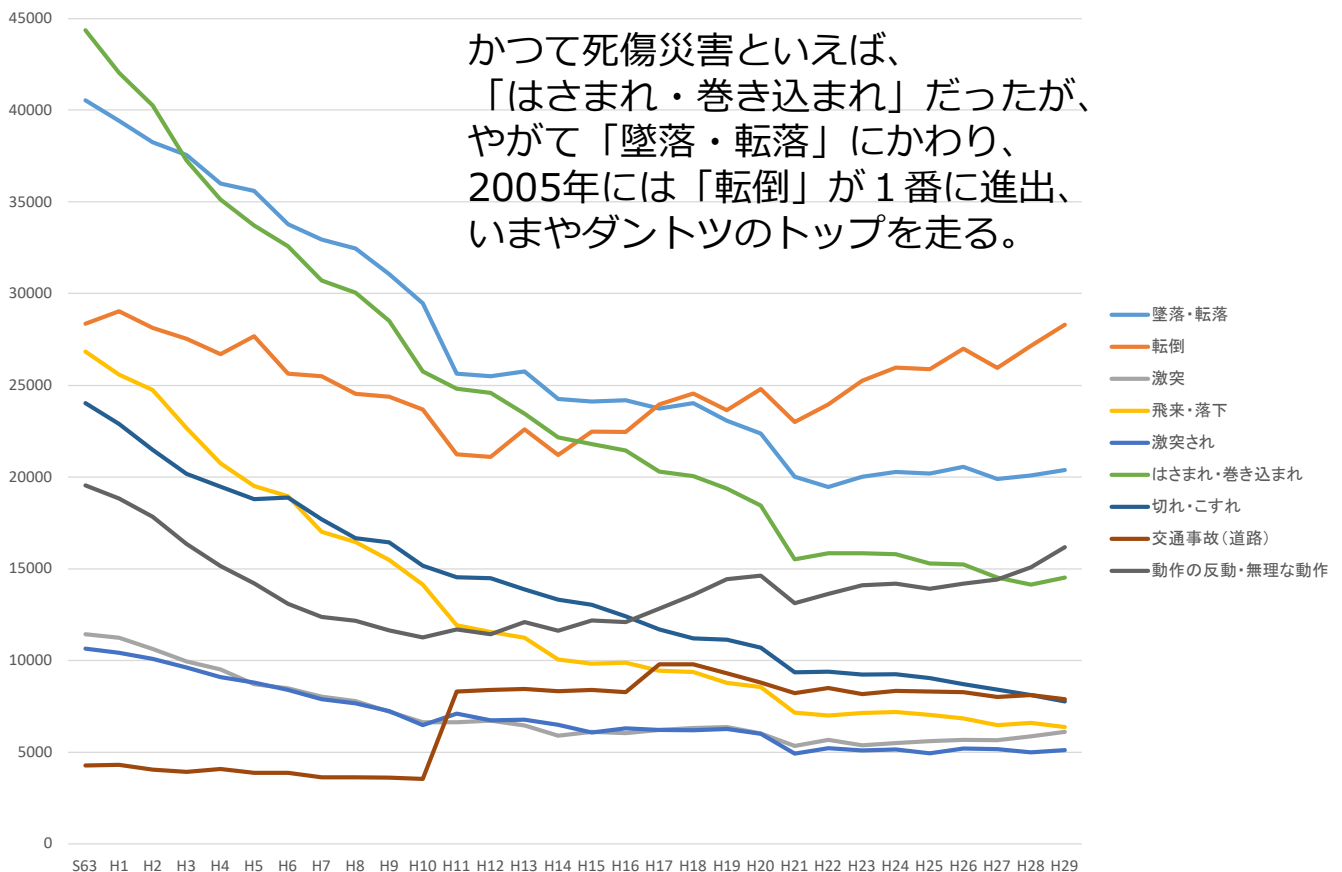
休業4日以上の死傷者数



出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

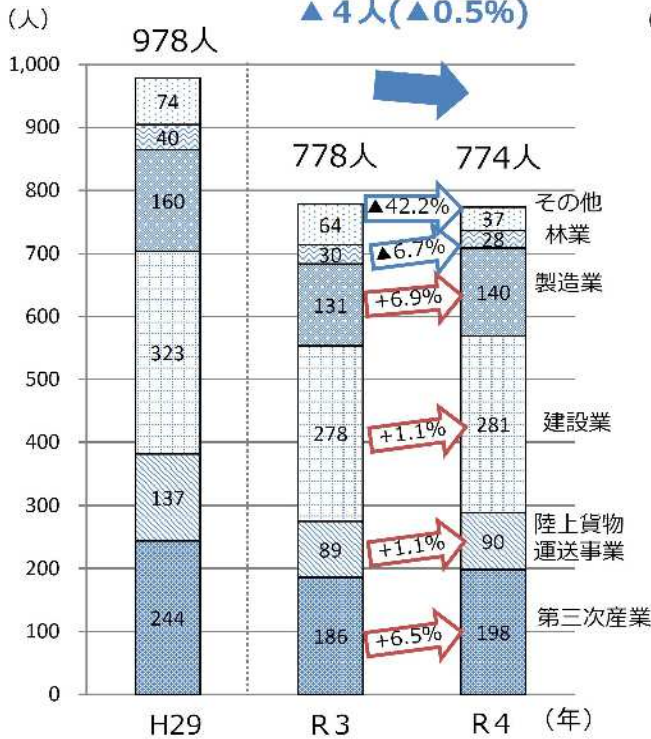
事故の型別死傷災害発生状況



令和4年 業種別労働災害発生状況（確定値）

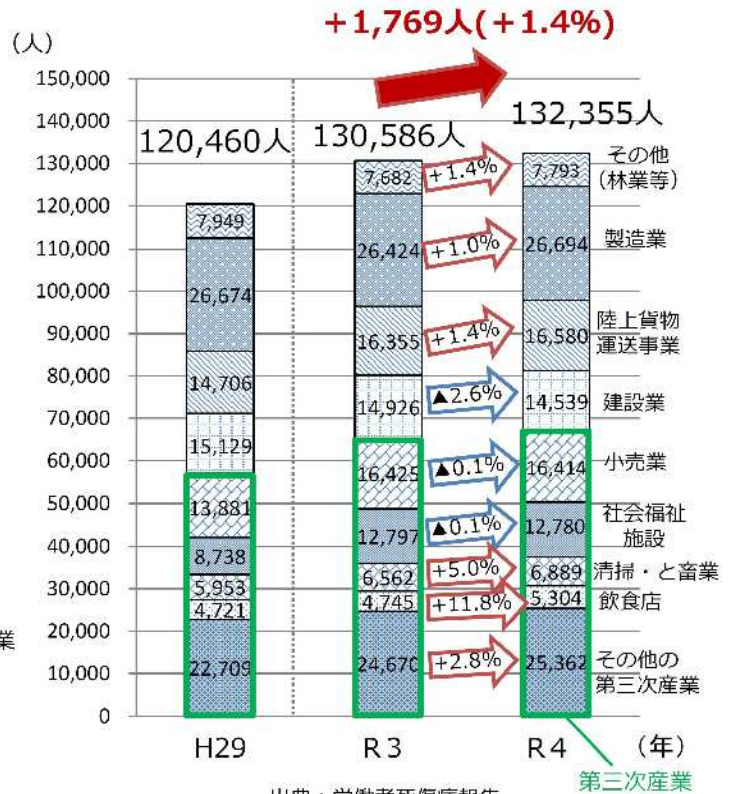
○ 令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和5年4月7日までに報告があったものを集計したもの
 ○ 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死亡者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。

死亡者数



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷者数

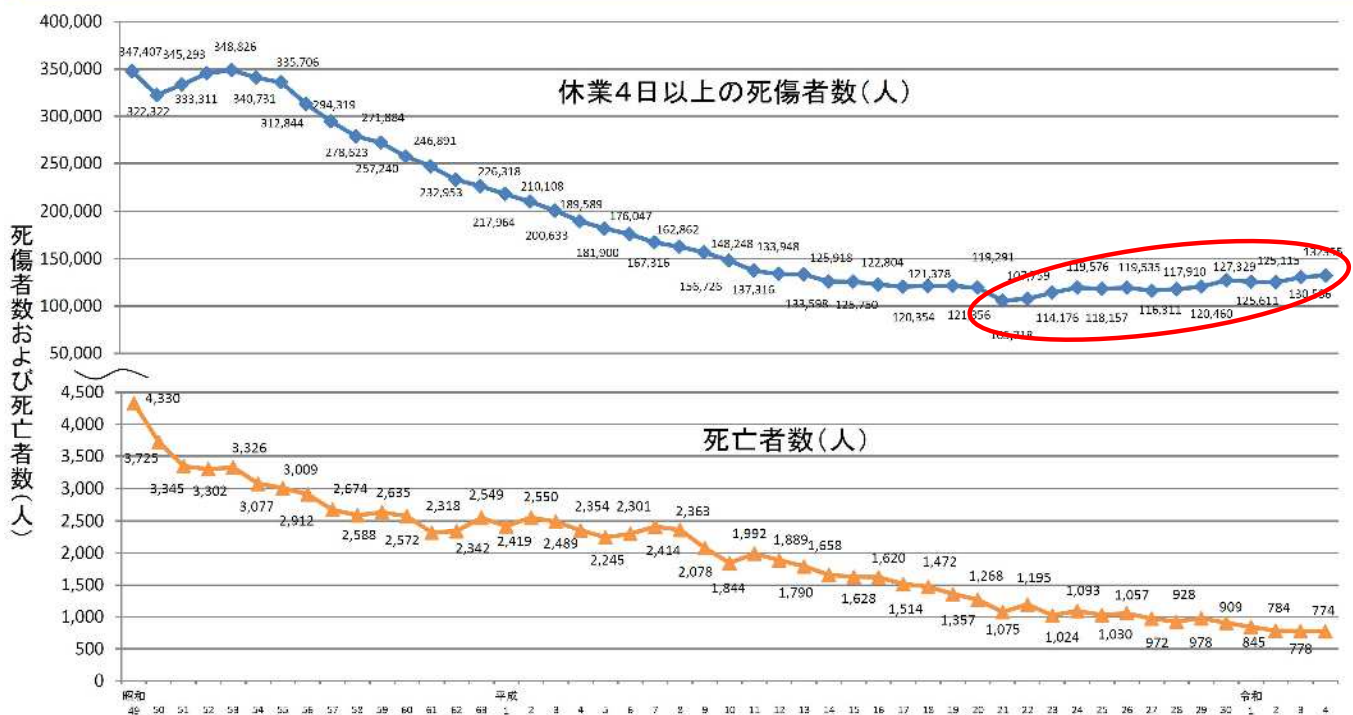


出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

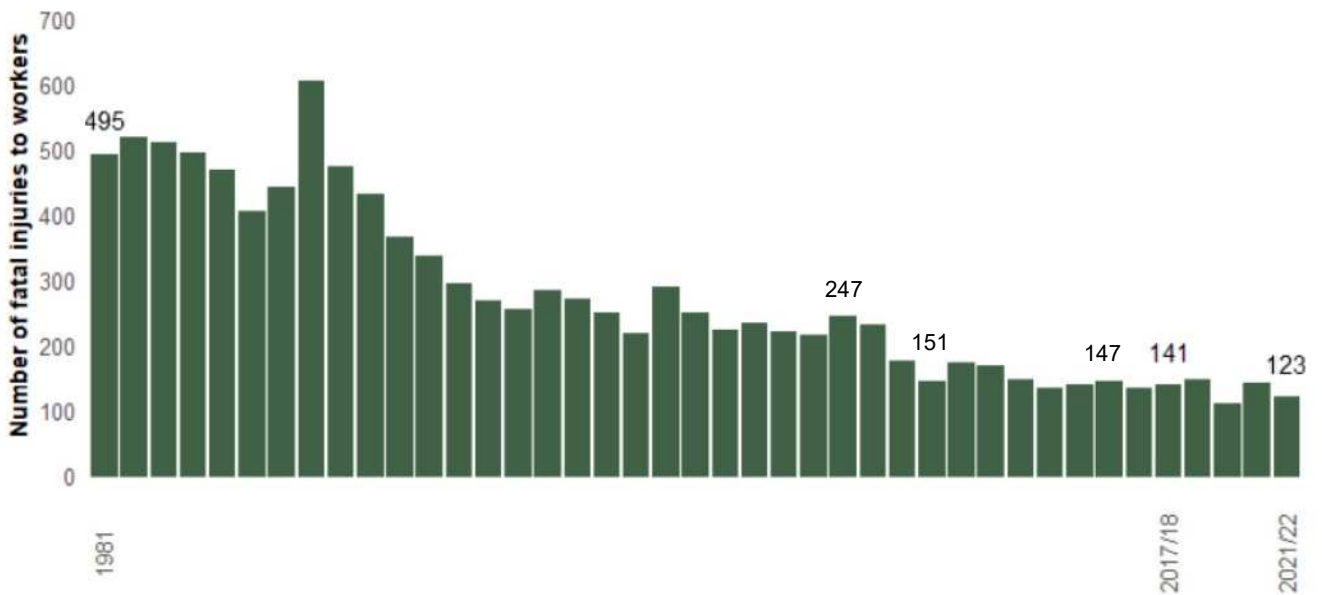
- ・ 死亡者数は、平成29年以降減少傾向を維持している。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、近年、増加傾向にあり、平成14年以降で過去最多となった。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

英国の死亡災害統計

Figure 11: Number of fatal injuries to workers in Great Britain 1981-2021/22p.



職場でこんなことありませんか？

STOP! 転倒災害
プロジェクト

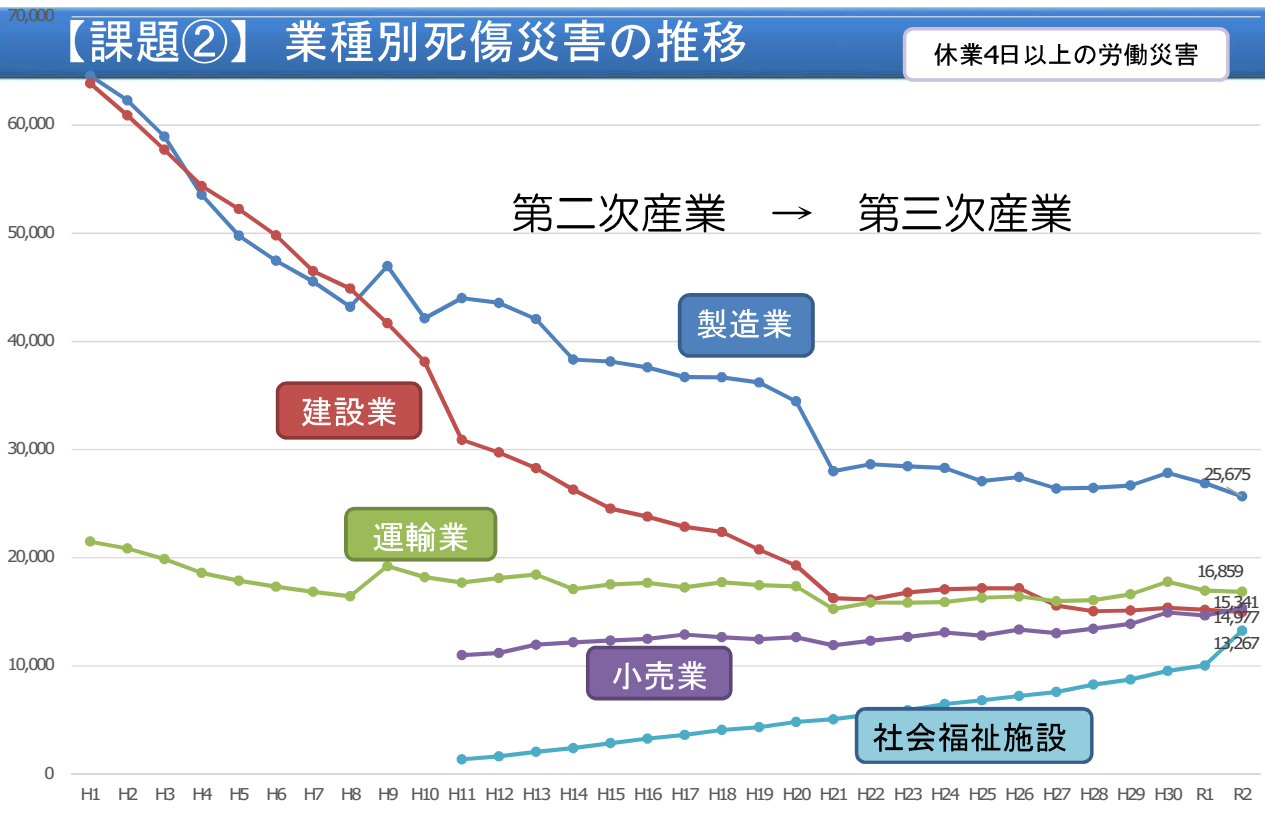
- 床が水で濡れていて滑った!! (The floor was wet with water and I slipped!!)
- 梱包用のバンドにひっかかって転んだ!! (I got caught on the packaging band and fell!!)
- 雨の日に滑って転んだ!! (I slipped and fell on a rainy day!!)
- 階段を踏み外した!! (I stepped off the stairs!!)
- 電源コードにひっかかって転んだ!! (I got caught on the power cord and fell!!)

▶ **仕事中なら、これらは全て労働災害です！**

出典：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」「ヒヤリハット事例」

【課題②】 業種別死傷災害の推移

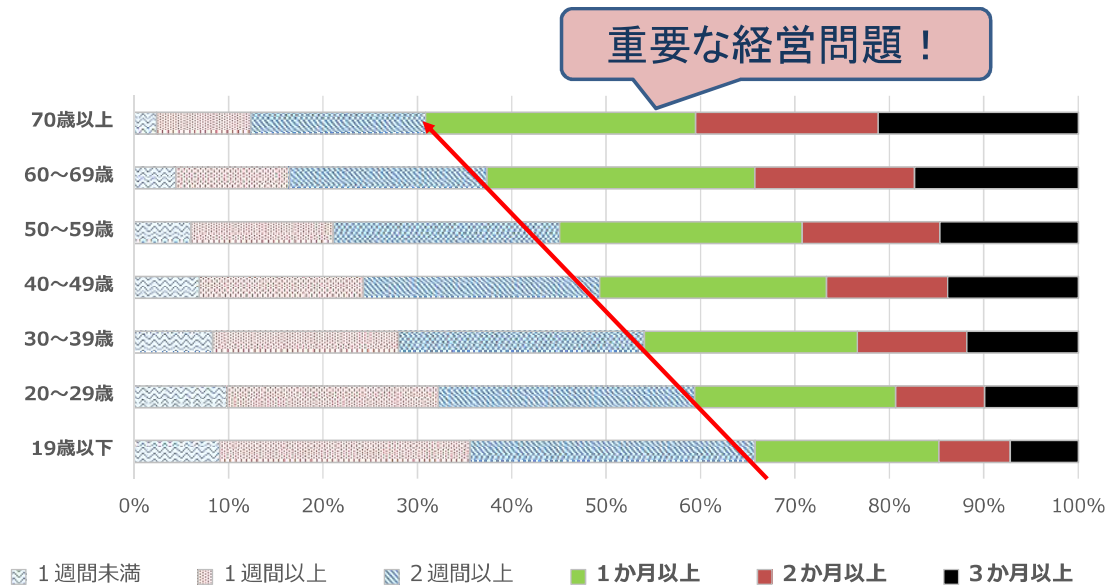
休業4日以上の労働災害



課題②
重点業種のトレンドが変化。
小売、介護の現場で増加傾向

3

【課題⑦】 被災による休業見込み期間



課題⑦
人手不足業界にとっては重大な経営課題。
このような課題共有が進んでいないことも課題(広報が不十分)。

8

労働災害防止計画／安全衛生を取り巻く現状①

労働災害防止計画とは

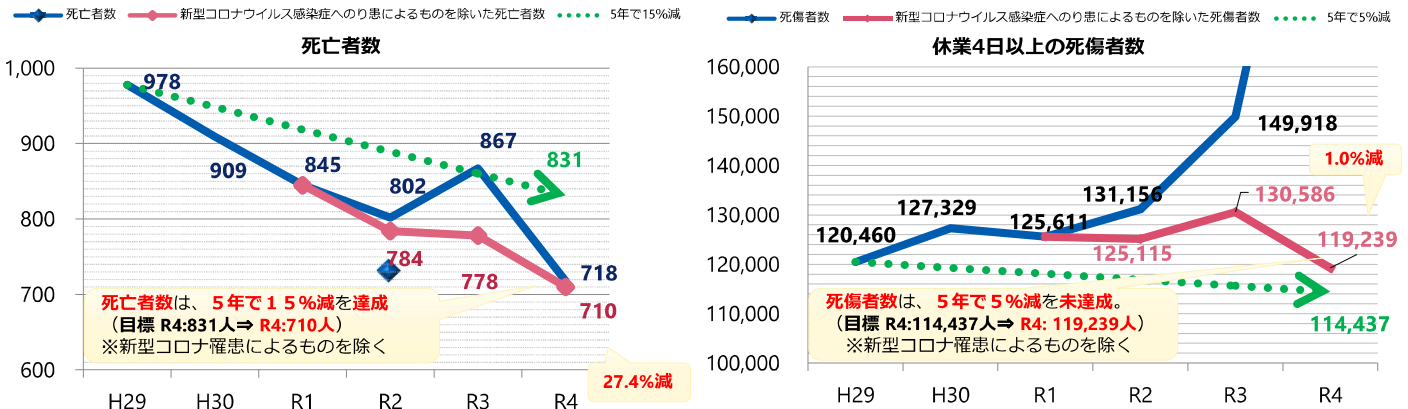
- 労働安全衛生法（第6条）に基づき、**労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。

【参照条文（労働安全衛生法）（抄）】

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

1. 第13次労働災害防止計画期間における労働災害発生状況

- 第13次労働災害防止計画では、**死亡者数の減少を図ることができた**。
- 中小事業者や第三次産業における安全衛生対策の取組が必ずしも進んでおらず**、また、**60歳以上の労働者の割合が増加**した影響により、**死傷者数が増加した**。また、**中高年齢の女性を始めとして労働者の作業行動に伴う転倒等の労働災害が約4割(37%)**を占める。



転倒防止対策や高齢労働者に配慮した職場環境の整備等、中小事業者や第三次産業を中心に自発的な取組を促す環境整備が必要

3

安全衛生を取り巻く現状②

2. 職場における労働者の健康状態等

（職場における傷病等を抱える労働者の現状）

- 労働人口の約3人に1人が、何らかの病気を抱えながら働いている。
- 一般定期健康診断の有所見率は50%を超え、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。
- 治療と仕事を両立できるような取組がある事業所は約4割。
 - 疾病を抱える労働者が離職する時期の8割以上が治療開始後。

（労働者の心身の健康状態）

- 仕事で強い不安やストレスを感じる労働者の割合は、約5割。
- 小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組は、低調。

3. 化学物質等を起因とする労働災害の状況等

- 化学物質（有害物）を起因物とする労働災害が年間約400件発生。
- 上記約400件の8割を占めるのは、特化則等の個別規制の対象外となっている物質による。よって、**事業場における自律的管理の定着が必要不可欠**。
- 石綿使用建築物の解体は2030年頃がピークで、更なる石綿ばく露防止対策の推進が必要。

第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進	⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進 陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進	⑦ 労働者の健康確保対策の推進 メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進 化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

5

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

1

重点事項ごとの具体的取組

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

重点

①

事業者に取り組んでもらいたいこと

安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

* 国等は、安全衛生経費の確保の重要性について、実際に業務を行う事業者は元より仕事の注文者に対しても周知啓発を行う。



安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」では無く「人的投資」

- 労働者の安全と健康を守る
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による 経済的損失を回避（軽減）
- 人材の確保・育成を始めとする 組織の活性化、業績向上、（社会的）価値の向上

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

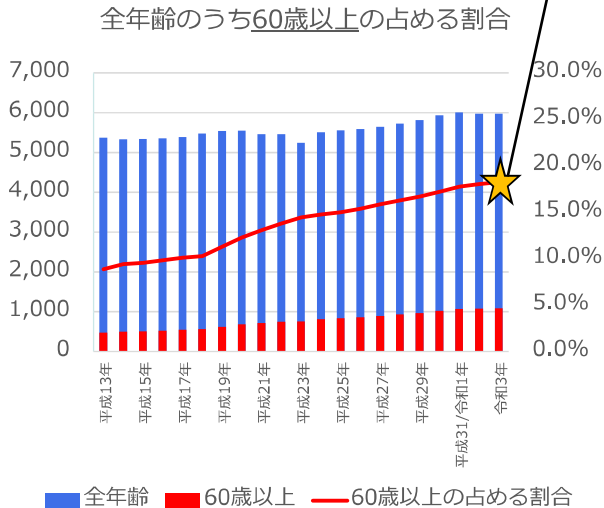
労働災害発生の要因分析①（高年齢労働者）

■労働災害は、様々な要因が絡み合って発生するものであるが、
その内容や各種経済指標から推察される増加要因は、以下のようなものである。

1. 作業行動に起因

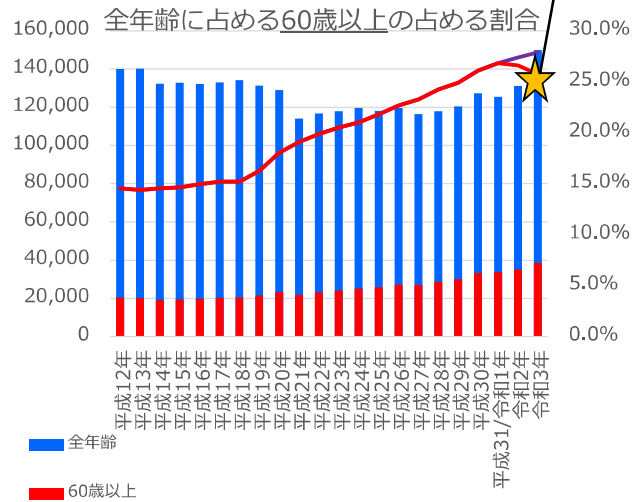
・労働者の**高齢化**による影響

雇用者



資料出典：労働力調査（総務省）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

労働災害による死傷者数

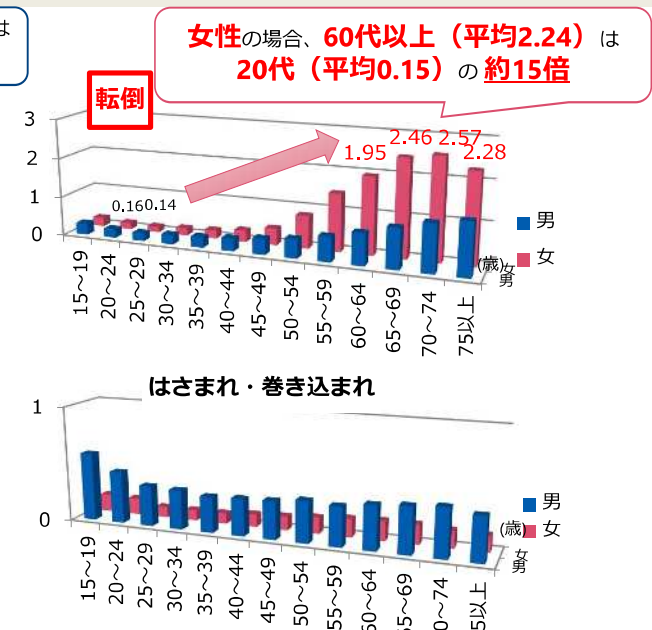
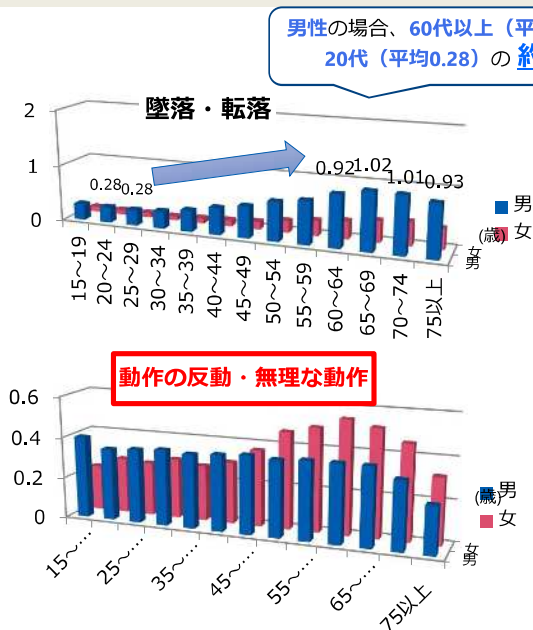


資料出典：労働者死傷病報告

事故の型別毎の労働災害発生状況

重点
②

■転倒は、**高年齢になるほど労働災害発生率が上昇。**
■**高年齢女性の転倒災害発生率は特に高い。**
⇒ **年齢の上昇に着目した対策は転倒、墜落・転落で特に重要な課題（とりわけ中高年齢女性の転倒防止）**



※千人率=労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000
※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

データ出典：労働者死傷病報告（令和3年）
：労働力調査（基本集計・年次・2021年）

重点事項ごとの具体的取組

重点②

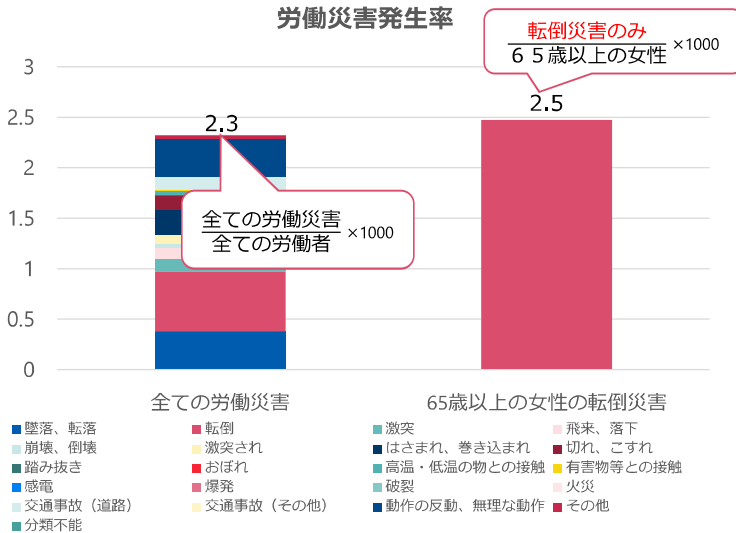
② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

①：転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢女性を始めとして、極めて**高い発生率**となっており、**対策を講ずべきリスク**であることを認識する。

■ 転倒災害の発生率

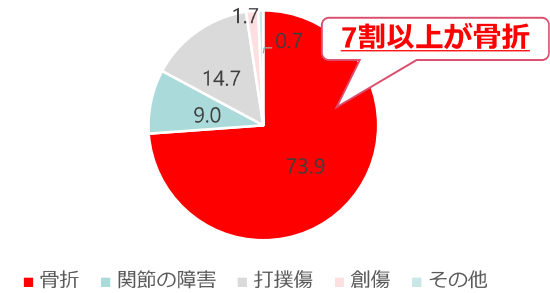
高齢女性は、**転倒災害の発生率**だけで、全労働者の全ての労働災害の発生率よりも高い。



■ 転倒災害のリスク

中高年齢女性は、骨密度の低下により、骨折しやすいため、休業日数が1ヶ月を超える重篤な災害になり得る。

50歳以上の女性における転倒災害の傷病性質内訳



全ての労働者の転倒災害による**平均休業見込日数は47日**（令和3年）

重点事項ごとの具体的取組

重点②

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

②：転倒しにくい環境づくり（段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策）だけでなく、**個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応（転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨等のソフト対策）**に取り組む。

■ 転倒等リスクチェック

転倒等リスク評価セルフチェックシート

厚生労働省 毎日3分でできる 転びにくい体をつくる職場エクササイズ

■ 運動プログラムの導入等

労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防
転倒災害防止のための身体機能向上セミナー

厚生労働省 毎日3分でできる
転びにくい体をつくる職場エクササイズ



■ 骨粗しょう症検診の受診勧奨

特に高齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと

③：特に第三次産業において、注意喚起をしておくことで防げた災害も多いことから、**パート・アルバイトの労働者も含めて安全衛生教育を着実に実施**する。

■ 安全衛生教育の実施

小売業では47%、医療・福祉では44%が**正社員以外への雇入時教育を未実施**（平成28年）

（小売業や介護施設等では人手不足により業務多忙が常態化していること等から、雇入時教育等の安全衛生教育が適切に実施されているとはいえない実態がある。）

動画を活用して労災事故発生防止！

食品スーパーマーケットというパートタイム社員やアルバイト社員が多い業種のため、**入社時の安全教育や継続的な啓蒙活動を、より分かり易く伝えるための動画教材**を作成しました。

店舗社員が普段からよく知っている、実況や店舗実態を扱う部署に属する社員が、自ら説明することでより興味を持って受け取りやすい内容となりました。

【その効果】

- 労災事故の発生防止につながり、新規入社や社員の入れ替わりにより新規入社者が多い中でも、発生件数の千人率は過去最低となっている。
- また、伝える内容にブレがなくなり、全店での安全教育のスタンダードレベルのアップにも繋がった。

事故を未然に予見する！KYT活動（危険予知トレーニング）

【概要】

- 店舗メンバー：約24,000人が店舗
- パート、アルバイトへの安全教育が行き届いていない
- 店舗規模（従業員数）が30人～250人と幅差が大きい

【目的】

- 危険予知ができるメンバーを育成し、事故を予見することで未然に防止する

【内容】

- デジタルツール「Forms」を利用し、システム費は発生しない
- 店舗用スマホ型端末を使用し、雇入の段階でのスケジュールに合わせて危険予知トレーニングを実施できる
- 前月の労働災害を参照することが可能であり、毎月繰り返し実施する事で継続的な教育ができる

12月版KYT（動画）追加トレーニング実施

【回答状況】

- カゴ車の運転で足を踏み
- カゴ車が転倒して下敷きになる
- カゴ車の運転が慣れる

【対象人数】 全店舗 約24,000人

【定量的効果】

- 月額平均実施率：88%
- 月額平均実施人数：約20,000～21,000人

アウトプット指標（2027年まで）

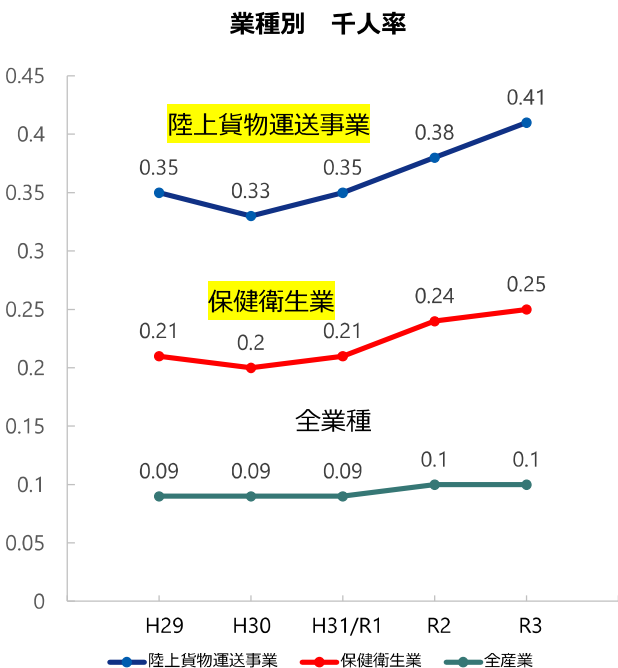
- 転倒防止（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場を50%以上
- 正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上（卸売業・小売業／医療・福祉）

アウトカム指標（2027年まで）

- 転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して男女とも増加に歯止め
- 転倒による平均休業見込日数を40日以下

職場の腰痛災害を取り巻く現状

腰痛災害は、**陸上貨物運送事業、保健衛生業で多発**しており、職場復帰まで長い期間がかかるほか、経験年数の短い労働者も被災している



【陸上貨物運送事業の災害事例】



被災者情報	
年齢、性別	20代、男性
休業日数	1か月
経験年数	1年

納品先で台車を使って運んでいたところ、荷が倒れそうになったので支えた際に腰に痛みを感じた

【保健衛生業の災害事例】



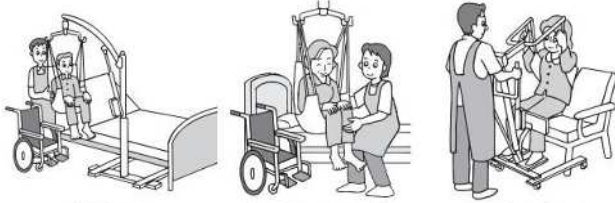
被災者情報	
年齢、性別	20代、女性
休業日数	3か月
経験年数	1か月以内

浴場に移送するため利用者を抱え上げようとして、腰に痛みを感じた直後動けなくなった

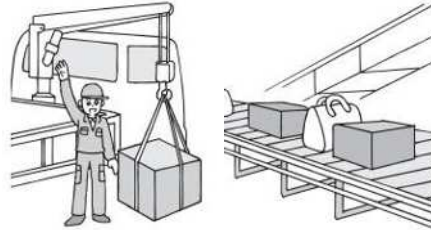
② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと【作業に合った腰痛予防対策】

- 介護・看護：身体負担軽減のための介護技術（**ノーリフトケア**）や介護機器等の導入
- 荷物取扱い：人力による重量物の取扱いをできるだけ避け、**リフターや自動搬送装置**を使う
重量物注意の警告表示を行っている 等



抱え上げない介護・看護で、腰痛を防止しましょう！

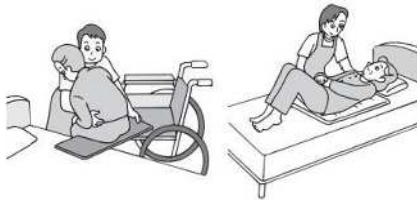


【リフター】

【自動搬送装置】



【重量物注意の警告表示】



【スライディングボード】 【スライディングシート】

アウトプット指標（2027年まで）

- **ノーリフトケア**を導入している事業場を2023年より増加（介護・看護作業）

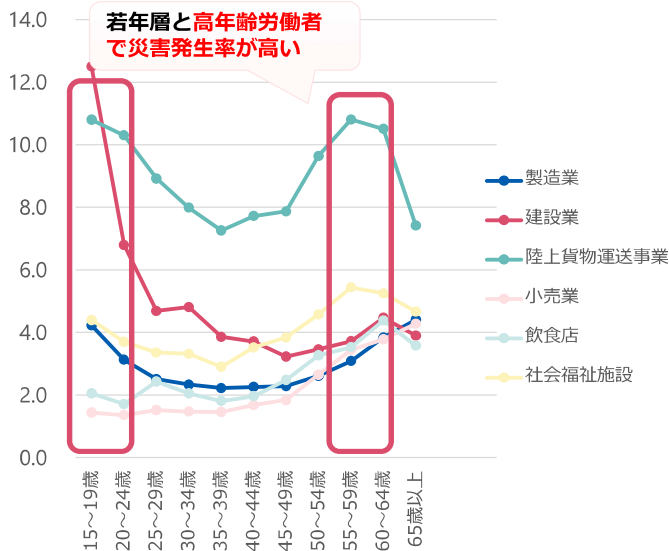
アウトカム指標（2027年まで）

- **社会福祉施設**での腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

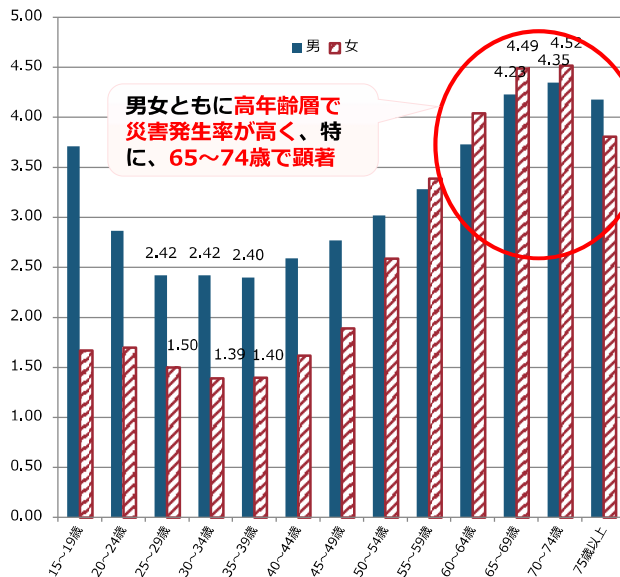
- 労働災害発生率（千人率）は、男女ともに、若年層と高齢労働者で高い。
- 65～74歳の労働災害発生率（千人率）を30歳前後の最小値と比べると、男性で約2倍、女性で約3倍。

年齢別・業種別 千人率



データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）
労働力調査（基本集計・年次・2021年）
※1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている。

年齢別・男女別 千人率



※千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
※便宜上、15～19歳の死傷者数には14再以下を含めた。
データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）
労働力調査（基本集計・年次・2021年）

重点事項ごとの具体的取組

重点③

③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進（1）

※エイジフレンドリーガイドライン全文（厚生労働省HP）
令和2年3月16日付け基安発0316第1号通知



事業者に取り組んでもらいたいこと

エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策 * 国では「エッセンス版」の作成・周知啓発

1：安全衛生管理体制の確立等

（経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施）

2：職場環境の改善

（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫）

3：高齢労働者の健康や体力の状況の把握

（健康測定等により、事業者、高齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握）

4：高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

（把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組）

5：安全衛生教育

（写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練）

アウトプット指標（2027年まで）

「エイジフレンドリーガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を50%以上

アウトカム指標（2027年まで）

60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して男女とも増加に歯止めをかける。

事業者に取り組んでもらいたいこと

健康診断情報等をデータ保存・管理し、医療保険者にデータを提供。個人情報に配慮しつつ、保険者と連携して、疾病予防、健康づくりなどの**コラボヘルス（*）を実施**

（コラボヘルスの事例） * 事業者が保険者と連携した健康保持増進。国は、コラボヘルス推進のための費用の一部を**エイジフレンドリー補助金にて支援**

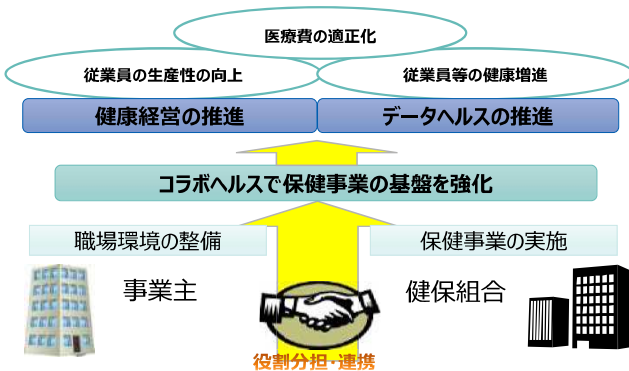
- ① 健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、**事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策**（運動セミナー、メンタルヘルスのe-learningなど）を**各部門ごとに提案**することで、具体的な取組みにつながられた。
- ② 健康保険組合による禁煙外来費用の全額補助を活用し、**喫煙率が4年間でマイナス5%**となった。

■ 健康スコアリングレポートの活用方法

- ・経営者に対し、保険者が自らのデータヘルス分析と併せて、スコアリングレポートの説明を行い、**従業員等の健康状況について現状認識を持ってもらうことを想定**。
- ・その上で、企業と保険者が問題意識を共有し、**経営者のトップダウンによるコラボヘルス*の取組の活性化を図る**。

* 健康スコアリングレポートの概要

- ・各健保組合の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全健保組合平均や業態平均と比較したデータ**を見える化。
- ・厚労省・経産省・日本健康会議の三者が連携し、NDB（*）データから保険者単位のレポートを作成の上、約1,400の全健保組合及び20の国家公務員共済組合に対して通知。（2018年度実績）（*）National Data Base（レセプト情報・特定健診等情報データベース）



多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

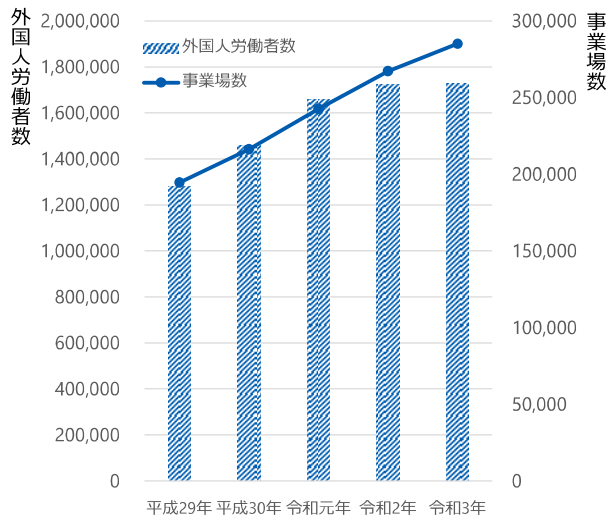
外国人労働者の労働災害発生状況

重点④

■外国人労働者数の増加に伴い、**外国人労働者の死傷者数も増加傾向**。全業種と比較して、**外国人労働者の災害発生率は高い**。これについて、以下の要因が考えられる。

- ① 業務経験が比較的短い
- ② 日本語そのものの理解が不十分
- ③ コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解も不足

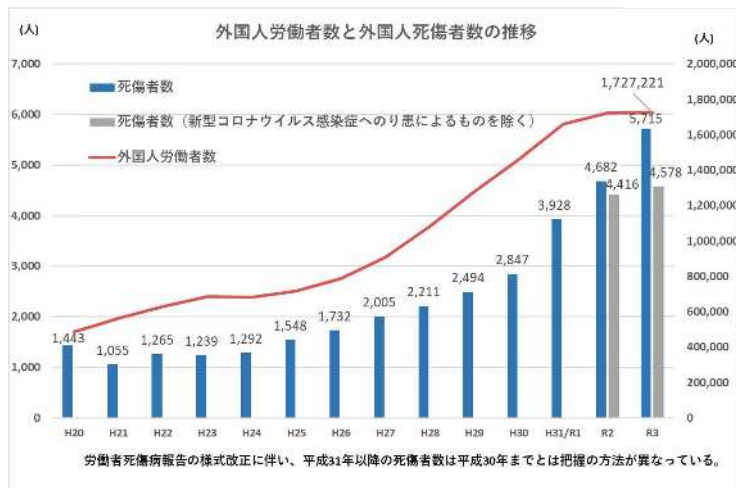
外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



※令和4年1月28日厚生労働省発表「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和3年10月末現在）より数値引用

全ての労働者と比較して**外国人労働者の労働災害発生率は高く対策が急務**

令和3年死傷年千人率	新型コロナ含む	新型コロナ除く
全て（役員除く）	2.7	2.3
外国人労働者	3.3	2.7



重点事項ごとの具体的取組

重点④

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

■ 事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・「テレワークガイドライン」(*1)や「副業・兼業ガイドライン」(*2)に基づく労働者の安全と衛生の確保
 - (*1) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定)
 - (*2) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月最終改定)
- ・**外国人労働者への安全衛生教育**や健康管理を実施 *国は、危険を「見える化」する**ピクトグラム安全表示の開発を促進**
 - 外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。**(母国語や視聴覚教材の使用)**
 - 使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を**確実に理解**させる。
 - 標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、**母国語で注意喚起語を表示する**。等



アウトプット指標（2027年まで）

母国語や視聴覚教材を用いて、外国人労働者向けの災害防止の教育を実施している事業場を**50%以上**

アウトカム指標（2027年まで）

外国人労働者の**死傷年千人率**を**全体平均以下**

5

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進



重点事項ごとの具体的取組

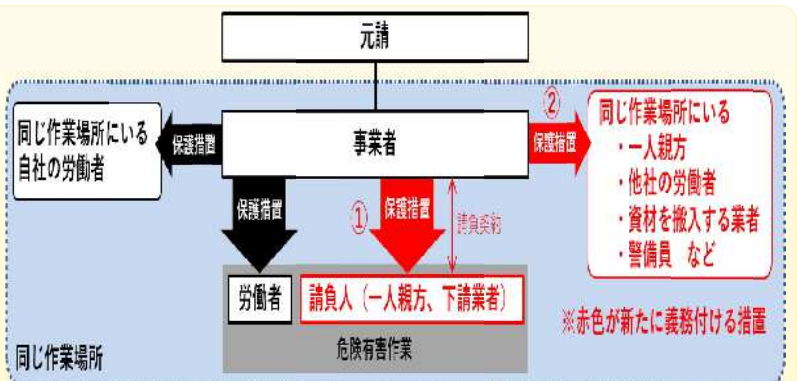
重点
⑤

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

■ **建設アスベスト訴訟の最高裁判決**において、労働安全衛生法第22条は、**労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する**趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正。

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）**に対しても、**労働者と同等の保護措置を実施**。
- ② **同じ作業場所にいる労働者以外の者**（他の作業を行っている**一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員**など、**契約関係は問わない**）に対しても、**労働者と同等の保護措置を実施**。



同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する保護措置の主な内容

- ・危険箇所への**立ち入りを禁止する義務**。
- ・特定の場所での**喫煙・飲食を禁止する義務**。
- ・**危険性等を掲示**して知らせる義務。
- ・事故発生時、**退避**させる義務。

令和5年4月1日施行

* 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」において、事業者が個人事業者等に対して取り組むべき災害防止対策等を検討中。

6

業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業



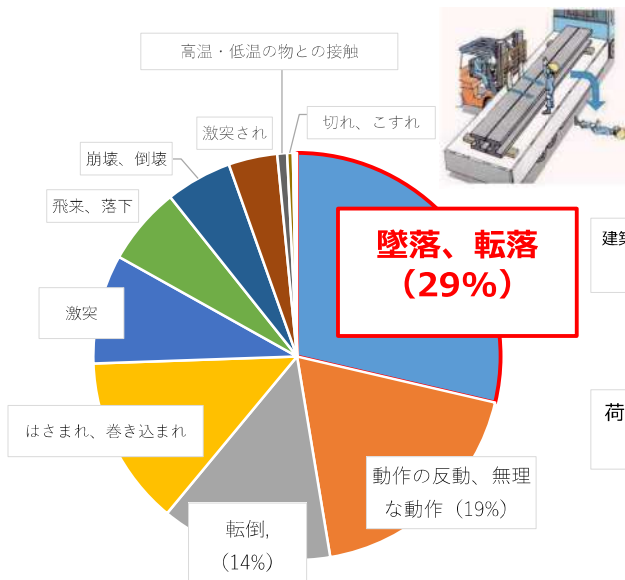
荷役作業時における労働災害防止対策

重点
⑥

- 荷役作業時の労働災害においては、**墜落・転落が約30%**と最多。
 - 墜落、転落のうち、**トラックからの墜落、転落が約70%**。
- ⇒ **荷役作業時における労働災害防止対策の充実が急務。**

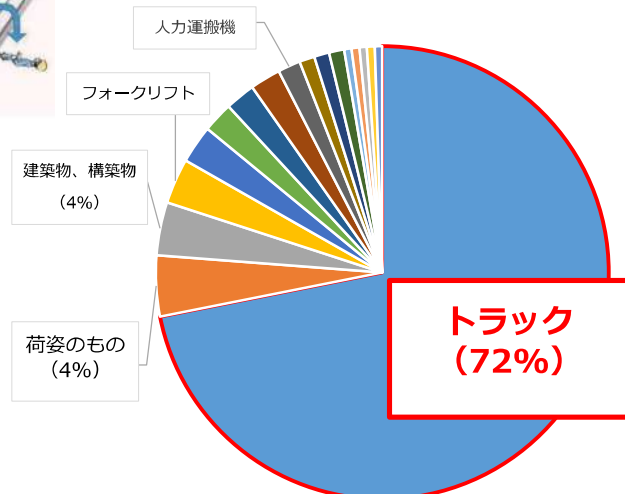
荷役作業時における事故の型

労働災害内訳×「事故の型」（荷役災害）



墜落、転落における起因物

労働災害内訳（荷役災害）
事故の型（墜落、転落）×「起因物」



出典：労働者死傷病報告（令和2年）

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業）

事業者に取り組んでもらいたいこと

「荷役5大災害」防止のポイント

1. トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

⇒ 作業場所の高さに関わらず、**必ず保護帽を着用**すること

2. トラック・荷台等での荷崩れによる災害

⇒ 荷を積み込むとき、**必ず積荷の状態を確認**すること

3. フォークリフト使用時における災害

⇒ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められた**ルール（作業計画等）に基づき適切に行動**すること

4. トラックの無人暴走による災害

⇒ トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置（※）**を行うこと

（※）逸走防止措置：①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め

5. トラック後退時における災害

⇒ 後退誘導に係る**ルール（作業計画等）を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退**をさせること。

○ 作業に合った**腰痛予防対策**の実施



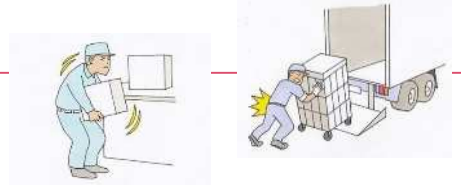
必ず保護帽を着用!

アウトプット指標（2027年まで）

「荷役作業における安全ガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を**45%以上**

アウトカム指標（2027年まで）

死傷者数を2022年と比較して**5%以上減少**



荷役作業時における労働災害防止対策③
（陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン）

荷役作業の安全対策ガイドライン

（平成25年3月25日付け基発0325第1号）

● 陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
 - ・ 墜落、転落による労働災害の防止対策
 - ・ フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
 - ・ 転倒による労働災害の防止対策
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

連絡調整

● 荷主等の実施事項

- 改善基準告示（※）の遵守
 - 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は**事前に通知**
 - 陸運事業者との連絡調整
- 『安全作業連絡書』の使用
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 疲労に配慮した休憩時間の確保、
着時刻の弾力化
 - 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

荷主の協力が不可欠

交通労働災害防止のためのガイドライン

（平成20年4月3日付け基発第0403001号）

- 管理体制の確立等
- 適正な労働時間の管理、走行管理
 - ・ 走行計画の作成
 - ・ 点呼等の実施
 - ・ 荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
 - ・ 荷の適正な積載
- 教育の実施
 - ・ 交通危険予知訓練
- 意識の高揚
 - ・ 交通安全情報マップの作成

○ 荷主・元請事業者による配慮等

- ・ 過積載運行の防止
- ・ 改善基準告示（※）の遵守
- ・ 安全な走行が出来ない発注の禁止
- ・ 到着時間の再設定等の措置
- 健康管理

※改善基準告示：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

重点事項ごとの具体的取組

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）

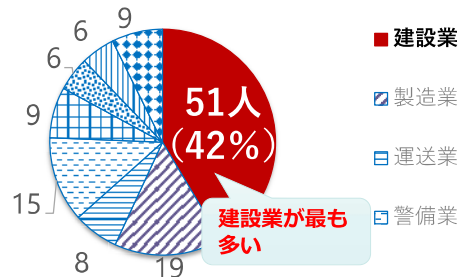
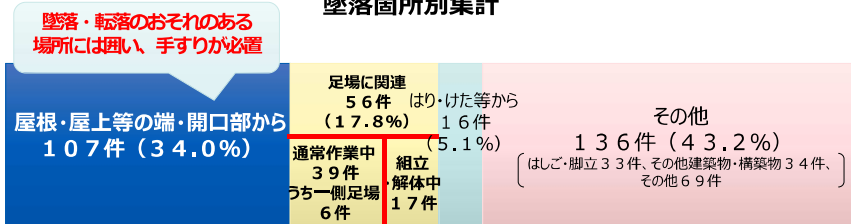
重点

⑥

過去5年間（平成30～令和4年）の熱中症による死亡災害

建設業における墜落・転落による死亡災害発生状況

墜落箇所別集計

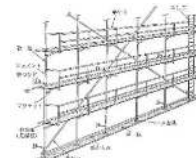


アウトプット指標（2027年まで）

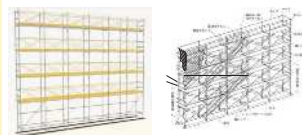
墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%以上

アウトカム指標（2027年まで）

死亡者数を2022年と比較して15%以上減少



一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



本足場の例（（一社）仮設工業会より提供）

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・ 墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止器具の確実な使用
- ・ はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- ・ 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施
- ・ 作業場所の暑さ指数を測定し、屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置

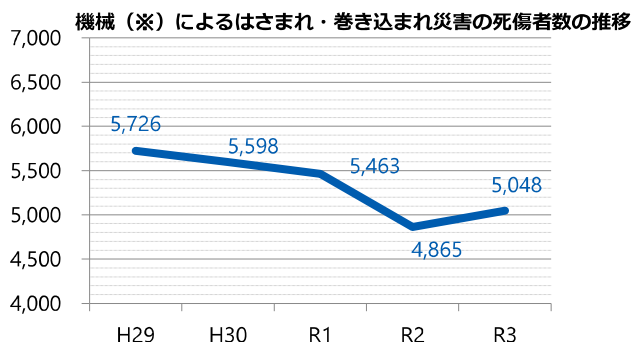
* このほかの熱中症、騒音対策は、重点事項⑧を参照

重点事項ごとの具体的取組

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

重点

⑥



（※）原動機、動力伝達機構、木材加工用機械、建設用機械、金属加工用機械、一般動力機械、車両系木材伐出機械等、動力クレーン等、動力運搬機を計上

プレス機械に手をはさまれそうになった



（対策の例）両手で左右の操作部を操作する両手操作式にする。

機械の清掃中に手を巻き込まれそうになった



（対策の例）ガードを閉じなければ作動しないインターロックガード式にする。

アウトプット指標（2027年まで）

機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場を60%以上

アウトカム指標（2027年まで）

機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・ 製造時の残留リスク情報の使用者への確実な提供
- ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上
- ・ リスクアセスメントの実施結果に基づき合理的な代替措置による安全対策を推進

* 国は、作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用要件を検討

食品加工用粉碎機・混合機



インターロック機構（可動式覆いを閉じないと回転部が動かない機能）を有するミキサーの事例

重点事項ごとの具体的取組

重点⑥

* 1 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」
平成27年12月7日付け基発1207第3号

* 2 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備のためのガイドライン」
平成6年7月18日基発第461号の3

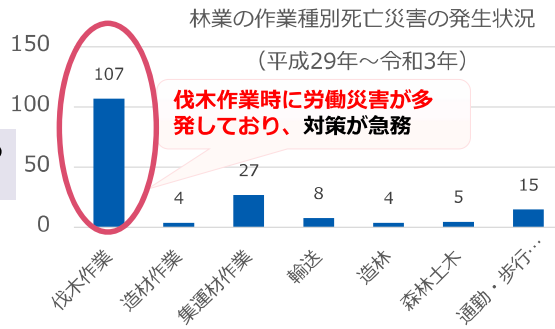
⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

千人あたりの災害発生率(死傷千人率)

	死傷千人率 (R3年)
林業	24.7
製造業	2.91
建設業	4.95
全業種	2.66

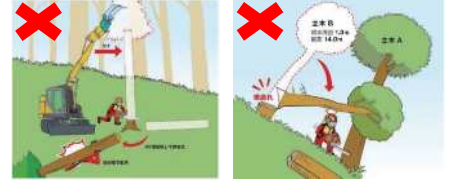
全業種の約9.3倍

(出典) 死者数は厚生労働省安全課調べ、死傷者数は労働者死傷病報告、災害発生率は労働力調査より集計した値により算出



伐木作業時に労働災害が多発しており、対策が急務

伐倒する木の下敷きにならないよう、周囲（伐倒する木の2倍の長さ）に労働者を立ち入らせない、待避場所を決める、立入禁止がわかるようにしましょう



アウトプット指標（2027年まで）

「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上

アウトカム指標（2027年まで）

伐木作業による死亡災害を重点として、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、死亡者数を2022年と比較して15%以上減少

事業者に取り組んでもらいたいこと

- 伐木等の際にはあらかじめ待避場所を決めておき、伐倒する者以外の労働者を立ち入らせないようにする。また、立入禁止について縄張、標識等で明示する
- 連絡責任者を定め、緊急時の連絡体制を整備する
- チェーンソーを使用する際は、下肢を保護する防護衣を着用させる
- かかり木処理について、かかられている木を伐倒したり、かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させない

労働者の健康確保対策の推進

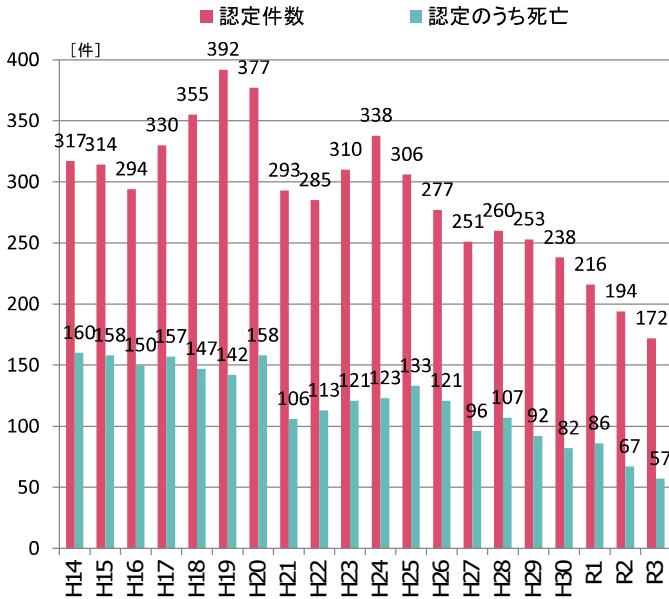
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

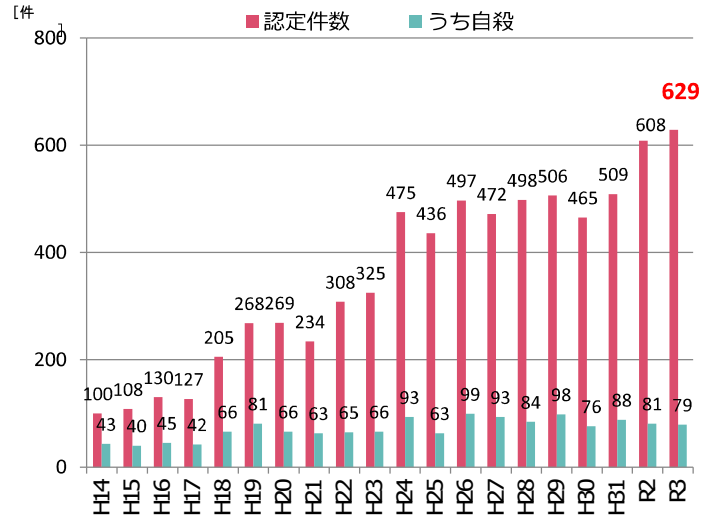
重点
⑦

- 脳・心臓疾患の労災認定件数は減少傾向。
- 精神障害等の労災認定件数は、令和3年度に過去最高となった。

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況

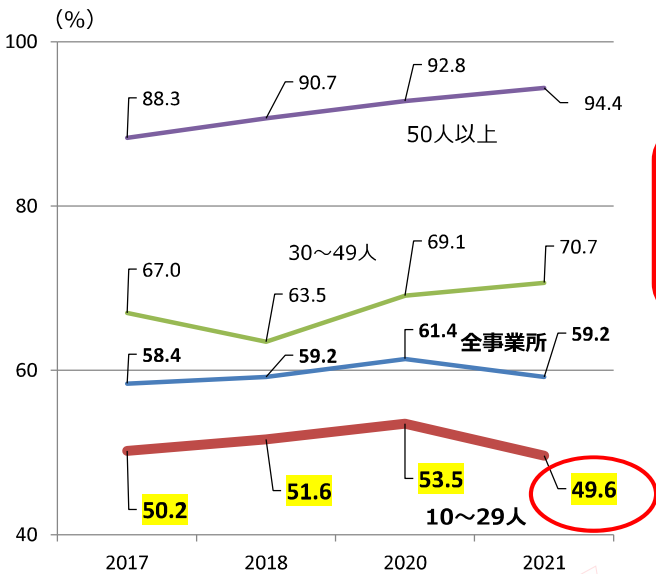


注：自殺には未遂を含む
 (出典：脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況) 37

メンタルヘルス対策を取り巻く現状

重点
⑦

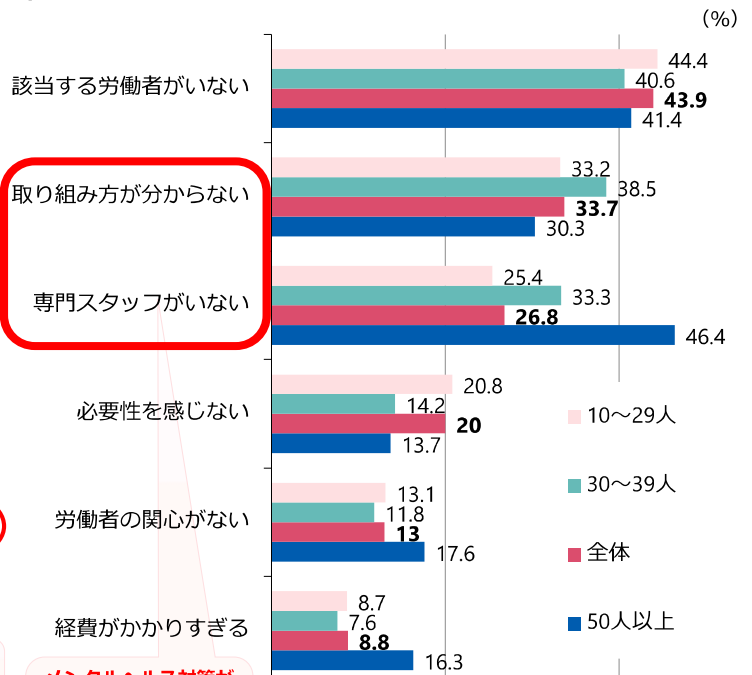
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合（事業所の規模別）



小さい規模の事業場ほど、メンタルヘルス対策が低調

出典：労働安全衛生調査（実態調査）

メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由（2020年）



メンタルヘルス対策が低調な理由として、ノウハウの不足、専門人材の不足が挙げられる

出典：労働安全衛生調査（実態調査）

労働者の健康確保対策の推進

重点
⑦

■ 事業者に取り組んでもらいたいこと

➤ メンタルヘルス対策

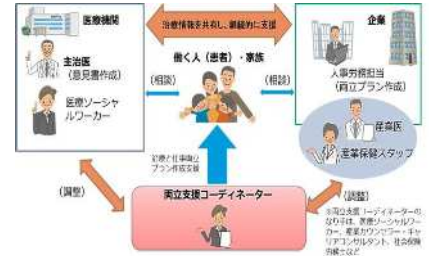
- ・ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに**集団分析を行い、職場環境の改善を実施**。
- ・**職場のハラスメント防止対策**に取り組む。

➤ 過重労働対策

- ・**長時間労働者への医師による面接指導**や、産業保健スタッフ（保健師、看護師等）による**相談支援を受けるよう勧奨** 他

➤ 産業保健活動の推進

- ・事業場の状況に応じて必要な産業保健活動の実施。
- ・**治療と仕事の両立**において、支援を必要とする**労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備**や**両立支援コーディネーター**を活用した円滑な支援を図る。



【相談先】産業保健総合支援センター（さんぼセンター）
: <https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>

アウトプット指標（2027年まで、一部2025年まで）

- **メンタルヘルス対策**に取り組む事業場を**80%以上**とする。
- **50人未満**の小規模事業場の**ストレスチェック実施の割合を50%以上**
- 必要な産業保健サービスを提供している事業場を**80%以上**とする。
- 企業の年次有給休暇の取得率を**70%以上**（2025年まで）
- 勤務間インターバル制度を導入している企業を**15%以上**（2025年まで）

アウトカム指標

- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、**ストレス**があると**労働者を50%未満**（2027年まで）
- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、**週労働時間60時間以上の雇用者を5%以下**（2025年まで）

39

産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健総合支援センター ※47都道府県に設置

- 産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施
 - 産業医等産業保健スタッフ向け**専門的研修**、事業主等向け**相談対応**
 - メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による**個別訪問支援**
 - 事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

地域産業保健センター ※産業保健総合支援センターの下、全国約350カ所に設置

- 産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施
 - 長時間労働者、高ストレス者**に対する**面接指導**
 - 健康診断結果についての医師からの意見聴取
 - 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等

団体経由産業保健活動推進助成金

対象者：事業主団体等や労災保険の特別加入団体

補助対象：傘下の**中小企業等**に対し、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために、**産業医等と契約し、その活動に要した経費の一部**

補助率：80%

上限額：100万円

* 1団体につき年度ごとに1回限り

（お問合せ先）

（独）労働者健康安全機構 産業保健総合支援センターへの

お問合せ：0570-038046

助成金に関するお問合せ：0570-783046

40

8

化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線



化学物質による労働災害を取り巻く現状

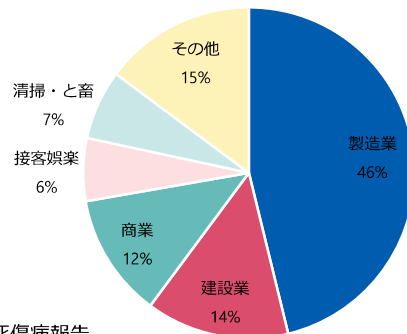
重点
⑧

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割

<化学物質による労働災害発生状況（令和3年）>

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
可燃性のガス	38
爆発性の物等	16
その他の危険物、有害物	249
合計	472

出典：労働者死傷病報告



出典：労働者死傷病報告

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

出典：労働者死傷病報告

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が年間約500件発生

製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い

<災害事例①>



食品製造工場の通路において、次亜塩素酸ナトリウムを含有するカビ取り用洗剤を使用して、通路の壁のカビ取り作業を行っていた際に、汚れの落ちが悪いため、通常500倍に希釈して作業するところ、洗剤を希釈せずに原液のまま使用した。帰宅後、息苦しい等の症状が発生したため病院を受診したところ、次亜塩素酸ナトリウム中毒と診断された。

<災害事例②>



化学工場内における廃棄物焼却炉の定期補修工事で、耐火物へ耐火物の硬化時間促進剤である急結剤の吹付け作業を行っていた。その際、ノズルとホースの接続部から飛散した強アルカリの急結剤が作業員3名の皮膚に付着したことにより、3名とも薬傷（化学性皮膚炎）を負った。

重点事項ごとの具体的取組

重点

⑧

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質による健康障害防止対策）

危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、**ばく露される程度を最小限度**とする（一部物質については**国が定める濃度基準値以下**とする）ことにより、労働者の健康障害を防止する必要がある

事業者に取り組んでもらいたいこと

従来の個別規制に加えて、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、

- ・ **危険性・有害性の情報の伝達（譲渡・提供時のラベル表示・SDS表示）**

* SDSには、**必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」も記載**

- ・ **リスクアセスメント**を実施（製造・取り扱い時）する
- ・ 労働者が**吸入する濃度**を国が定める**濃度基準値以下**に管理する
- ・ 薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐため、労働者に**保護眼鏡、保護手袋**等を使用する

アウトプット指標

危険性又は有害性が把握されている化学物質のうち、

- 義務対象となっていない物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を、2025年までにそれぞれ**80%以上**とする。
- 義務対象となっていない物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに**80%以上**とする。その上で、リスクアセスメントの結果により労働者の危険又は健康障害を防止する必要な措置をしている事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。

【目標達成に向けて国等が取り組むこと】

- ・ GHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の改修や周知等
- ・ 業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアル作成支援
- ・ 中小事業者向けの化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導・人材育成（講習会）の機会を提供

アウトカム指標

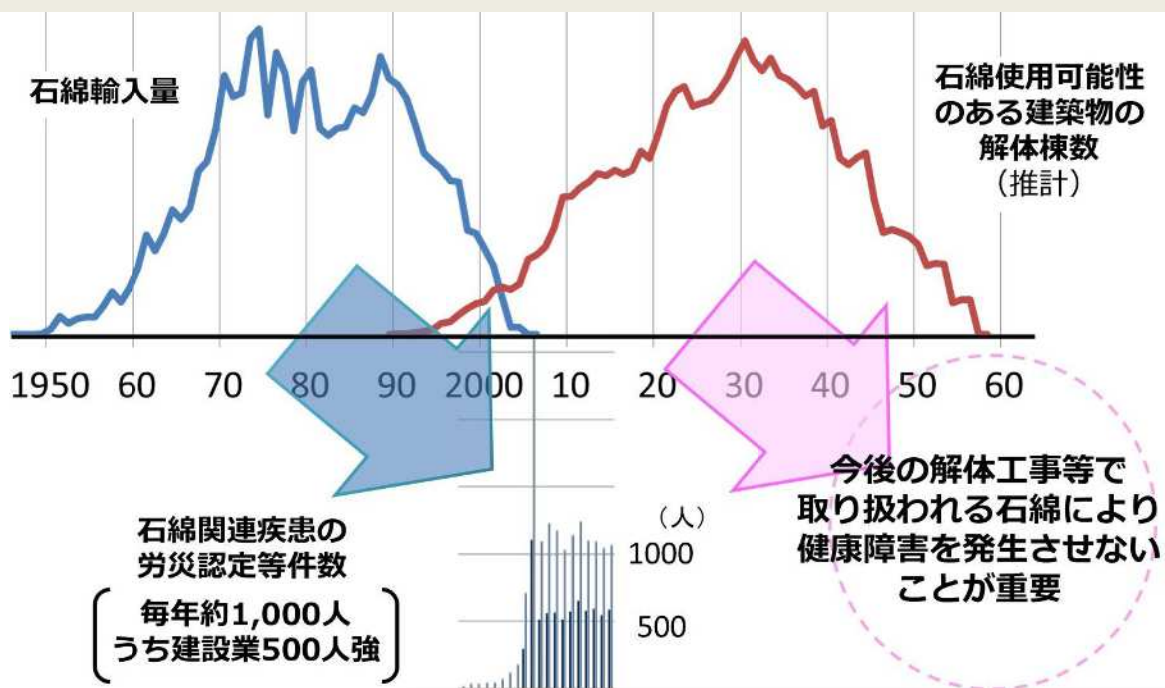
- 化学物質の性状に関連の強い**死傷災害***の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、**5%以上減少**させる。
※有害物等との接触、爆発、火災によるもの

労働者の石綿健康障害防止対策の強化

重点

⑧

- 過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- **石綿使用建築物の解体棟数は2030年頃のピークに向けてさらに増加**
- 今後の石綿使用建築物の解体工事で**石綿ばく露防止対策の強化が必要**



重点事項ごとの具体的取組

重点⑧




⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進（石綿、粉じんによる健康障害防止対策）

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・ **建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者等**による**事前調査（＊1）**を確実に実施。**調査結果に基づき適切に石綿ばく露防止対策**を講じる ＊1 令和5年10月施行（工作物の事前調査は令和8年1月施行）
- ＊2 国等は、関係省庁との連携や解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）の配慮義務について周知等を図る
- ・ 第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、**呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底等**による自主的取組を推進する



自社の建築物等でアスベストを使用する製品がないか、ご確認ください

	事前の措置	解体作業時の措置	管理
レベル1 石綿含有吹付け材 	事前調査結果等 （一定規模以上の工事に対象） ↓ 報告 計画届 ※ 十四日前 作業者に対する特別教育	発生源対策 ○湿潤化 ばく露防止対策 ○呼吸用保護具 ○保護衣 関係者以外の立入禁止 石綿作業主任者の選任 付着物の除去 飲食喫煙の禁止 掲示 負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認等 隔離 ※負圧は不要	保護具等の管理 健康診断 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業状況等の写真等による記録 (3年保存)
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 			
丸酸カルシウム板種 ^{※2} （破砕時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時） レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材 			

※1 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
※2 石綿含有丸酸カルシウム板種1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

重点事項ごとの具体的取組

重点⑧

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進（熱中症、騒音による健康障害防止対策）

事業者に取り組んでもらいたいこと（熱中症対策）

- 作業場所の**暑さ指数を測定**し、暑さ指数低減のために**屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置**

アウトプット指標（2027年まで）

熱中症災害防止のために**暑さ指数を把握し活用している事業場**を2023年と比較して**増加**

アウトカム指標

増加が見込まれる**熱中症による死亡者数の増加率**※を第13次労働災害防止計画期間と比較して**減少**させる。

暑さ指数（屋外）
乾球温度 + 黒球温度 + 自然湿球温度
1 : 2 : 7



- あらかじめ**労働衛生教育**を行い、管理体制を整え、**発症時・緊急時の措置を確認、周知**する
- 労働者に日常の**健康管理を意識**、**暑熱順化**、定期的に**水分・塩分を摂取**、異変を感じたら**躊躇なく**周囲の者に申し出、をさせる。

＊ 国では、熱中症予防の先進的事例を紹介、労働者向けの教育ツールを提供

事業者に取り組んでもらいたいこと（騒音対策）

- **作業場の騒音レベル**を評価し、**騒音源の低騒音化・除去**のほか、**遮音**などの対策を実施
- 必要かつ十分な遮音値の**聴覚保護具**を労働者に着用させる
- 半年以内ごとに1回（雇入れの際または配置替えの際に）、**健康診断**を実施

騒音性難聴は**治療困難な障害**のため、**予防対策が重要**です



騒音障害防止ガイドライン
対象事業場について、騒音レベルを把握し、聴力検査、必要な保護具等を選定する必要がある。

- **STOP!熱中症 クールワークキャンペーン**（5月1日～9月30日）における、
 - ・緊急時の対応の確認をはじめとして重点的な取組の推進
 - ・都道府県労働局、各労働基準監督署における事業者向けリーフレットの配布
- **職場における熱中症予防対策をまとめたポータルサイトの整備**を実施するとともに、熱中症予防対策の啓発を実施。場所を問わずアクセスして学べる**eラーニングコンテンツ**を拡充。（ポータルサイトURL：<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>）

準備 4月 5月 6月 7月 8月 9月

キャンペーン期間

重点取組

QRコードはこちらです

職場における熱中症予防に用いる機器の適正な使用方法等周知事業

QRコードはこちらです

熱中症予防啓発キャラクター
チュウイ カン吉

重点事項ごとの具体的取組

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進（電離放射線による健康障害防止対策）

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業や帰還困難区域等で行われる除染等での作業に従事する労働者に対して**安全衛生管理（①被ばく線量管理、②被ばく低減対策、③健康管理等）を徹底**する
- ・医療従事者の**被ばく線量管理と被ばく低減対策**の取組を推進するほか、被ばく線量の測定結果の記録等の保存を徹底する
 - * 国等では、医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援

適切な数の線量バッジ等を装着しましょう

不均等被ばくの場合

放射線線量計（線量バッジ等）が2個以上必要です。均等被ばくの場合の装着位置に加えて、体幹部及び末端部のそれぞれについて、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位に装着。

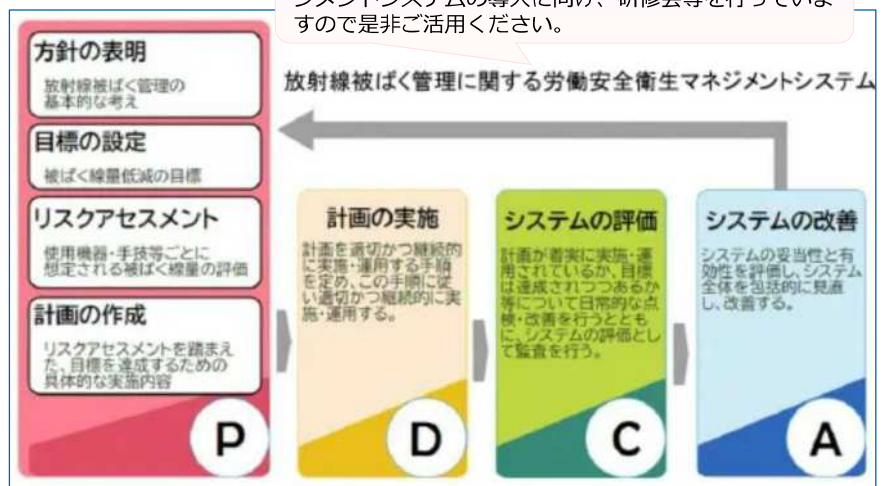
装着例

体幹部の装着位置
体幹部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位

末端部の装着位置
末端部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位

2個以上放射線線量計を装着し、被ばく線量を見える化して健康障害を防止しましょう

厚生労働省では、医療従事者の被ばく低減に向けたマネジメントシステムの導入に向け、研修会等を行っていますので是非ご活用ください。



アウトプットとアウトカム

- 政策評価の成果指標と目標値
 - アウトプット ⇒ 施策により生み出された「結果」
 - アウトカム ⇒ アウトプットがもたらす「成果」
 - ▶ 主語が違う
- 連合労働安全衛生取り組み指針²⁴⁷（2023～2027）
 - マトが絞れていないのが難点では
 - たとえば1999年の「中小職場の労働安全衛生向上に向けた5カ年計画」のような取り組みはもうできないのだろうか？

第14次労働災害防止計画のアウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 [重点対策②]	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ■ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ■ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ■ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。 ■ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 [重点対策③]	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（いわゆる「エイジフレンドリーガイドライン」）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 [重点対策④]	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進 [重点対策⑤]	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
(オ) 労働者の健康確保対策の推進 [重点対策⑦]	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ■ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ■ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ■ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<p>労働災害防止の成果を直接反映する適切な指標を設定することが困難であるため、アウトカム指標は設定していない。</p>
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進 [重点対策⑧]	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ■ 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率（当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものを）を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。